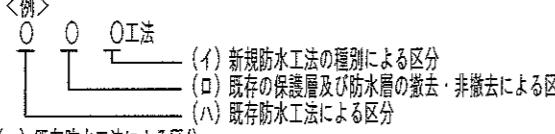


特記仕様書									
(1) 工事概要 1. 工事名 学校給食センター屋根・外壁等改修工事		章 項目 1 一般共通事項		特記事項 ① 関係法令等の遵守 工事の施工にあたっては、工事請負契約書、城陽市契約規則、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建設副産物適正処理推進要綱、建設工事公衆災害防止対策要綱、石綿障害予防規則等の関連法令を遵守し施工する。 ② 監督員 監督員とは、工事請負契約書に規定する監督員で本市監督職員及び本市が監理業務を委託した者をいう。 ③ 設計変更 本工事の施工において、現場の納まり、取合い及び工法等の堅微な変更は監督員の指示による。又これらの場合は、請負代金の変更は行わないものとする。設計変更を生じた場合の請負代金の変更は次の式による。この場合における変更設計工事価格の計算については、本市の元設計単価によるものとする。 $\text{変更請負代金額} = \text{変更設計工事価格} \times \text{落札率} + \text{消費税及び地方消費税相当額}$ $(\text{落札率} = \text{元請代金額} \div \text{本市設計金額})$ ④ 施工中の安全確保及び環境保全 1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他の関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。 2) 施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 3) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法・労働安全衛生法その他の関係法令等に従ってこれを実行。 4) 同一場所で別契約の開途工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。 5) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い災害の予防に努める。 6) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設設備等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。 7) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消防設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 8) 工事の施工の各段階において、騒音・振動・粉塵・臭気・大気汚染・水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 9) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 10) 仕上げ塗材・塗料・シーリング材・接着剤その他の化学薬品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データーシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康安全の確保及び環境保全に努める。 ⑤ 安全衛生管理 1) 定期的に打合せ点検を行ない、不備な箇所は速やかに適切な措置を講じるとともに、特に墜落のおそれのある箇所は留意する。 2) 火気を使用する場合は、消火器、防炎シート等を設けるとともに火気の取り扱いに十分に注意すること。 3) 立入禁止、工事中危険、その他の掲示板等を要所に設置掲示する。 4) 工事用車両の出入りによる交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。 ⑥ 災害及び公害の防止 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、その他関係法令に従い適切に対応するとともに、低騒音型、低振動型建設機械を使用する。災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な措置をとり直ちに監督員に報告する。 ⑦ 後片付け 工事の完成に際しては、工事対象物内外を清掃し、各種の廃材、がれき・木くず等を構外に搬出する等、入念な後片付けを行う。 ⑧ 関係官庁への届出 本工事に必要な関係官公署への申請手続き、届出は請負人が行ない、その費用は請負人の負担とする。 自家用電気工作物については、本市が委託（選任）した電気主任技術者と試験等に關する協議を行い、必要に応じて立会等を求める。 なお、その費用は（ <input checked="" type="checkbox"/> ）請負者負担 <input type="radio"/> 別途とする。 ⑨ 電気保安技術者 ※ 適用する <input type="checkbox"/> 適用しない <input type="checkbox"/> ⑩ 工事用電力設備の保安責任者 ※ 適用する <input type="checkbox"/> 適用しない <input type="checkbox"/> ⑪ 繰体材・発生材等の適正処理 1) 建設リサイクル法に基づき、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。		章 項目 2 特殊事項		特記事項 2) 繰体材・発生材・工事用廃材等は構外に搬出、再生資源の利用の促進に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し、監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を使用し適正な処理を行う事。 産業廃棄物の処理を委託する場合は、運送と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託量を記載した「処理委託契約書」により委託契約する事。 ・引き渡しを要するもの（ <input type="checkbox"/> ） ・現場において再利用、再生資源化を図るもの（ <input type="checkbox"/> ） ・指定副産物 ・アスファルトコンクリート塊 <input type="checkbox"/> セメントコンクリート塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材 ○ 指定副産物の処分地 ・指定地処分 <input type="checkbox"/> ○ 自由処分（最寄の再資源化施設へ搬出すること） ○ 指定副産物以外の搬出 ・汎構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物等の処理（・廃石綿等 <input type="checkbox"/> PCB含有物 <input type="checkbox"/> ） ・その他の産業廃棄物等の処理（・フロン <input type="checkbox"/> ） ・シーリングは、材種分析調査を行い、適正に撤去処分すること。 ・アスベスト含有 <input type="checkbox"/> PCB含有 ※ フロン回収に関しては改正フロン回収法に基づき、行程管理票を用意すること。 ⑫ 工事写真 1) 工事写真是建設大臣官房官厅管轄部監修「工事写真の撮り方 建築編」「工事写真の撮り方 建築設備編」によるほか下記による。 2) 工事中写真是黒板に工事名、撮影日、旨所を明記して撮影する。	
5. 改修履歴 6. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 3 施工工程表		規格 撮影箇所 部数 着工時・工事中・完成時 サービス版 適宜 1 完成写真（竣工時） キャビネ版 監督員の指示による 3 前ネガの密着版もしくはCD 1					
7. 改修履歴 8. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 4 施工計画書		規格 撮影箇所 部数 着工に先立ち、施工計画を作成し監督員の承諾を得る。工事中に変更が生じた場合は、遅延なく監督員に連絡し施工計画の修正を行う。工事工程報告書等の提出は監督員の指示による。 1					
9. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 5 施工図等		規格 撮影箇所 部数 着工に先立ち、施工図等を作成し監督員の承諾を得る。工事上必要な箇所及び監督員が指示する箇所は、施工図を作成して監督員の承諾を得た後、施工する。 1					
10. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 6 施工図等の取扱い		規格 撮影箇所 部数 施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 1					
11. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 7 材料の品質等		規格 撮影箇所 部数 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。またこれらと同等のものとする場合は、監督員の承諾をうける。工事に使用する材料で設計図書に記載なきものは「JIS」「JAS」「JEM」「JWWA」等による。又、室内環境汚染等に配慮した材料を選定すること。 1					
12. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 2. 改修工事において、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ただし、上記に規定がない場合は1.による。 3. 適用範囲 1) 項目は、番号に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 2) 特記事項は「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついたものを適用する。 「 <input type="checkbox"/> 」に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」印がついた場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> 印がついたものを適用する。 3) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の「 <input type="checkbox"/> 」内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 5) 設計図書に規定する事項は、請負人の責任において履行するものとする。		章 項目 8 同等品の取り扱い		規格 撮影箇所 部数 同等品を使用する意向のある場合は、事前にメーカー発行のカタログ及び、価格表等を提出し品質、実績及び価格面で同等であることを証明し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。 1					
13. その他 (2) 摘要 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は下記による。 ・公共建築工事標準仕様書 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部監修 ・建築工事標準詳細図 平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部建築課監修 ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成22年版 国土交通省大臣官房官厅管轄部設備・環境課監修 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平									

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
①	一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時に監督員に報告する。 ◎監督員が指示した項目	[1.6.4]				3.4. 鍵の整理、提出	各所の鍵は、鍵合わせを行う。 鍵は整理札を付け、建具案内図ならびに鍵目録とともに鍵箱（個用）に収納して提出する。 鍵数は、マスターキーを含め、それぞれ3本を原則とする。 ・ 分電盤等の鍵（※鍵箱に収納して提出） ・ 建築工事の鍵箱に収納して提出	
②	施工の検査等	設計図書に定められた場合、[1.6.4]により報告した場合及び監督員より指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。	[1.6.5]				1. 仮設物等の使用	建築工事・設備工事等が別契約の場合、定置する足場及び桟橋等の類は本工事に必要な期間中、 ・ 関係請負者に無償で使用させる。 ・ 無償で使用することができる。	
③	試験	材料検査及び施工検査に伴う試験は、公的試験所で行う検査を除き、原則として監督員の立合いを受ける。	[1.4.5]	[1.6.6]			2. 足場その他	外部足場 ・ A種（枠組み足場W= ）・ B種（単管本足場）・ C種（ゴンドラ）・ D種（移動式） ○手すり先行足場（W=600 ） 手すり先行足場は（・手すり先送り方式　※手すり据置方式又は手すり先行専用足場）とする。	
24.	工場検査	・ 行う（件名） ・ 行わない						[2.2.1]	
⑤	記録	監督員が指示した事項及び協議した結果について記録し、監督員に提出する。 監督員が指示する施工記録、工事写真、見本品、試験成績書等その他必要な資料は整備して提出する。	[1.2.4]					「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省、基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。	
⑥	完成図等（竣工図）	原図訂正の上、原図と陽画複写紙製本（黒色金文字入厚表紙（設計図と同版））2部を提出すること。 施工図は陽画複写紙製本（黒色金文字入厚表紙（設計図と同版））1部を提出すること。	[1.8.1]						
⑦	保全に関する資料	監督員と記載事項に関する協議を行い、3部を提出すること。 (建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例参照：国土交通省ホームページ)	[1.8.3]						
⑧	工事保険	工事目的物を対象とする工事物件保険及び賠償責任保険を一括した建築工事保険、又はそれぞれの保険とし、その証書の写しを提出する。なお、保険金額は請負金額を保証出来るものとし、保険期間は契約日から工期に14日を加えた日までとする。 又、年間契約による保険加入の場合は、本工事を担保していることを示す付保証明書を提出すること。							
⑨	工事実績情報の登録	請負者は、受注時又は変更時において工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、10日以内に登録後間に登録申請を行うこと。又、登録完了後は「登録内容確認書」を監督員へ提出すること。	[1.1.4]						
⑩	技能士等	技能士等は以下の工事に1級を適用する。ただし具体的な技能士名称は監督員と協議すること。 【建築】・仮設工事・鋼筋工事・塗装工事・下漆及び乳化工事・外構工事・防水工事・石工事・鉄工事・木工事・屋根及びひび工事・金属工事・瓦工事・塗装工事・建具工事・内装工事・排水工事・鋼構工事・【電気】・電気工事士・1種・2種） 【機械】・配管工事・保安工事・ダクト工事・空調工事	[1.6.2]						
31.	別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事については、監督員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。また、安全協力会等を設置すること。	[1.1.7]						
32.	工事区分表	図面に明記なき工事区分は下記による。（※印及び●印の施工とする）							
		建設工事等に必要な梁、壁、床のスリーブ入 同上貫通箇所の補強 コンクリート水槽 地盤・重疊内嵌水 雨水排水管 屋外排水管 污水 雜排水 淨化槽 穀物及び防水 内部機器 通気・排水管 坑 屋内外設備機器の基礎及びアンカーボルト 屋内外設備機器の基礎の仕上げ 同上 床補強 点検口 天井 コンクリートシャフト 照明器具の天井切込み及び補修・補強 同上 位置だし 吹出・吸込口の天井切込み補修及び補強 同上 位置だし 換気扇取付 換気扇及び取付工事 厨房換気 同上 配管差接工事	建築 電気 機械 E L V 別途 備考	3. 提出書類	下記以外にも監督員が特に指示するものについて提出する。（※印及び●印を提出する） ※井手町提出書類一覧によること。 表中の数字は部数	4. 監督員事務所	既存建物内の一部を使用する。（仕様の詳細については設置する場合を参考とする。） ・ 設置する 規模 ※ 10m2程度 仕上 ※ 合板張り素地 備品 ・ 机 ・ 椅子 ・ 書棚 ・ ホワイトボード ・ 掛け時計 ・ 消火器 ・ 加入電話機 ・ 冷暖房機器 ・ 保護帽 ・ 長靴 ・ 安全靴 ・ 安全帶 ・ 雨合羽 ・ 更衣ロッカー ・ OA機器	[2.4.1]	
					※直営運搬車両直検証写し ※施工要領書 ※施工報告書 ※施工図承認願 ※使用材料承認願 ※実施工用表 ※間隔工程表 ※残材カラーバリ分計画書 ※取集業者許可証写し（各種） ※運搬業者許可証写し（各種） ※処分業者許可証写し（各種） ※同上経路図（各種） ※産廃類別別業者許可証写し	○建設発生土搬入伝票 ○建設発生土受入證明書 （證明書の単位はm3とする） ○生コンクリート配合計画書 ○再生資源利用促進計画書 ○再生資源利用促進実施書 ○荷役物等処理報告書 ○施工体制合意書 ○施工報告書 ○施工体系図 ○建退共ステッカー掲示写真 ○建設業許可標識掲示写真 ○労災保険成立標識掲示写真 ○全体工程表 ○月間工程表（実績・予定） ○現場状況写真（全体・主要工種）	5. 仮設物撤去その他 6. 工事用水 7. 工事用電力	※上記備品で○を付した物であっても、監督員との協議により不要となった場合は省略してもよい。 [2.5.1]による。 構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ○無償） 構内既存の施設 ※利用できる（※有償 ○無償） ・ 利用できない	[2.3.1]

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	
2 土 工 事	1. 埋め戻し及び盛土 ② 現場発生土の処理	耐震補強工事に係る「鉄筋・コンクリート」の取り扱いは、後述の「8 耐震改修工事」によるものとする。 種別 A種 B種 C種 D種 (3.2.3)(表3.2.1) ※ 場外搬出適切処理 場内指示の場所に敷きならす。 ○ 自由処分 (3.2.5)	4. 合成高分子系	※下表による。 (JIS A 6008の規格品) [3.5.1]	4. モルタル塗り 仕上げ外壁	ひび割れ部改修工法 (ひび割れ幅0.2mm以上) [4.1.4(b)(1)] ・樹脂注入工法 (コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査・する・しない) ・Uカットシール材充填工法 (シール材の上にポリマーセメントモルタル充填・する・しない)	
3 防 水 改 修 工 事	1. 改修工法の種類 及び工法	分類 (注) 改修工法の表示内容は以下による <例>  (イ) 新規防水工法の種別による区分 (ロ) 既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分 (ハ) 既存防水工法による区分 (ハ) 既存防水工法による区分 P-保護アスファルト防水工法 M-露出アスファルト防水工法 T-保護アスファルト断熱防水工法 S-合成高分子系ルーフィングシート防水工法 L-ウレタン系塗膜防水工法 (ロ) 既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分 1-保護層及び防水層撤去 2-保護層撤去及び防水層非撤去(立ち上がり部などは撤去) 3-露出防水層撤去 4-露出防水層非撤去(立ち上がり部などは[表3.1.1]による) 0-保護層及び防水層非撤去(立ち上がり部などは[表3.1.1]による) (注) 立ち上がり部などの撤去には、ルーフドレイン通りの保護層 防水層の撤去を含む。 (イ) 新規防水工法の種別による区分 A-屋根保護防水密着工法 B-屋根保護防水絶縁工法 A I-屋根保護防水密着断熱工法 B I-屋根保護防水絶縁断熱工法 C-屋根露出防水密着工法 D-屋根露出防水絶縁工法 D I-屋根露出防水絶縁断熱工法 AS-改質アスファルトシート防水工法 AS I-改質アスファルトシート防水絶縁断熱工法 S-合成高分子系ルーフィングシート防水工法 S I-合成高分子系ルーフィングシート防水断熱工法 X-ウレタン系塗膜防水工法 E-屋内防水密着工法 Y-ゴムアスファルト系塗膜防水工法 降雨などに対する養生 ※ [3.1.3]により行う 図示による 既設防水の保護層や防水層等の撤去並びに新設する防水層の下地の補修及び処置は [3.2.1] による。 ※下表による。 [3.3.1]	5. 塗膜防水	種別 (JIS A 6021の規格品) [3.6.1]	5. タイル張り仕上げ外壁	欠損部改修工法 ・モルタル塗替え工法 浮き部改修工法 ・アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントストラーリー注入工法 ・造入口付アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 ・造入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントストラーリー注入工法 ・モルタル塗替え工法 エボキシ樹脂 JIS A 6024 (建築補修用注入エボキシ樹脂) ・低粘度形 中粘度形 高粘度形	[4.1.4(b)(2)]
	6. 保証期間	防 水 種 類 保 証 期 間	6. 塗り仕上げ外壁	ひび割れ部改修工法 ・樹脂塗り ・Uカットシール材充填工法 (ABC商会 ブードル'同等品)	[4.1.4(b)(3)]		
	7. 漏水試験	※保証書については、請負者・防水施工業者・メーカーの三者連名とする。	7. 漏水試験	ひび割れ部改修工法 ・樹脂注入工法 欠損部改修工法 ・タイル部分張替え工法 浮き部改修工法 ・アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 ・アンカーピンニング全面エボキシ樹脂注入工法 ・造入口付アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 ・造入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントストラーリー注入工法 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 GSスーパーピンセット工法 ショーボンド建設又は同等品	[4.1.4(c)(1)]		
	8. シーリング 印部	防水層の検査として監督員立会の下、水張り試験を行うこと。(24時間) シーリング材の種類 [表3.7.1] による。 シーリング改修工法及び施工箇所	8. シーリング 印部	目地改修工法 ・目地ひび割れ部改修工法 伸縮目地改修工法 ・薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り	[4.1.4(c)(2)]		
	9. シーリング材の試験	接着性試験 行う (※簡易接着性試験 引張接着性試験) ※行わない [3.7.8] ※行わない場合は、同じ材料の組み合わせで実施した試験成績書を提出し、監督員の承認を受けること。	9. シーリング材の試験	目地改修工法 ・薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り	[4.1.4(c)(3)]		
	10. シーリング用材料 施工箇所	施工部位 記 号	10. シーリング用材料 施工箇所	目地改修工法 ・薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り	[4.1.4(c)(4)]		
	11. 防火設備用 シーリング材料	建築基準法に規定される防火設備には防火戸用指定シーリング材を使用すること。	11. 防火設備用 シーリング材料	薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り	[表4.2.4]		
	12. とい工事	とい受金物及び足金物の材質 (※ ステンレス 著色鋼材) 著色骨材砂壁状 大きさ及び取付間隔は [表3.8.2] による。	12. とい工事	薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り			
	13. アルミニウム製笠木	板厚は図示及び [表3.9.1] による。 ※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を施工計画書により定めること。	13. アルミニウム製笠木	薄付け仕上塗材塗り 厚付け仕上塗材塗り 複層仕上塗材塗り			
4 外 壁 改 修 工 事	1. 外壁改修 2. 外壁改修の施工数量 調査 3. コンクリート打放し 仕上げ外壁補修	・行う 行わない 追加工事として行う [4.1.1] ※図示した部分の改修は施工すること ・行う 行わない 追加工事として行う [4.1.2] 施工に先立ち調査を行う。監督員の検査を受け、調査後は監督員に報告書を提出し承認を受ける。 調査及び報告書の提出 ※専門業者による 建築施工診断技術者 (BELCA) による ひび割れ部改修工法 [4.1.4(a)(1)] ・樹脂注入工法 (コア抜取りによるひび割れ部の注入状況の検査・する・しない) ・Uカットシール材充填工法 (シール材の上にポリマーセメントモルタル充填・する・しない) ・シール工法 欠損部改修工法 ・充填工法 欠損部鉄筋の処理 鉄筋落とし後防錆材の塗布を行う。 [4.1.4(a)(2)]	4. 外壁改修	種 類 呼 名 仕 上 げ 工 法 備 考	[4.1.4(d)]		

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	
5 外 壁 改 修 工 事	厚付け仕上塗材 JIS A 6909 複層仕上塗材 JIS A 6909 防水形複層塗材の増塗り 複層仕上塗材の耐候性 複層仕上塗材の上塗材の種類 既存塗膜等の除去 及び下地処理 下地調整 保証	厚付け仕上塗材 JIS A 6909 種類 呼名 仕上げ 工法 備考 ・吹放し ・吹付け ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起し ・落き落し ・外装セメント系 外装厚塗材C ・吹放し ・吹付け ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起し ・外装合成樹脂エマルジョン系 外装厚塗材S ・吹放し ・吹付け ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起し 複層仕上塗材 JIS A 6909 種類 呼名 仕上げ 工法 備考 ・ポリマーセメント系 複層塗材CE ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌 ・ローラー ・けい酸質系 複層塗材SI ・吹付け ○合成樹脂エマルジョン系 複層塗材E ・凸部処理 ・ローラー ・反応硬化形合成樹脂エマルジョン 複層塗材RE ・可とう形ポリマーセメント系 可とう形 複層塗材CE ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌 ・ローラー ・合成樹脂溶液系 複層塗材RS ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌状 ・ローラー ・防水形ポリマーセメント系 防水形複層塗材CE ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌状 ・ローラー ・防水形合成樹脂エマルジョン系 防水形複層塗材E ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌状 ・ローラー ・防水形合成樹脂溶液系 防水形複層塗材RS ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌状 ・ローラー ・防水形反応硬化形合成樹脂エマルジョン系 防水形複層塗材RE ・可とう形改修塗材E ・平たん状 ・ローラー ・改修用合成樹脂エマルジョン系 可とう形改修塗材E ・さざ波 ・ローラー ・改修用反応硬化形合成樹脂エマルジョン系 可とう形改修塗材RE ・ゆず肌状 ・吹付け 防水形複層塗材の増塗り 行う 複層仕上塗材の耐候性 1種 複層仕上塗材の上塗材の種類 ※3種 ※水系アクリル(・つやあり ・つやなし) ※サンダー工法(高圧洗浄(10 MPa以上)は全面とする。) ・高圧水洗工法(30 MPa以上とし、試験施工を行い、監督員の承諾を受けること。) ・塗膜剥離工法(試験施工を行い、監督員の承諾を受けること。) ○水洗い工法 下地ひび割れ部補修 ○する しない 下地調整 準修方法(○C-1) 外壁改修(ひび割れ補修、クラック補修、浮き部補修)については、補修専門業者の責任施工とし、補修工事着工前に使用材料について事前に協議を行い、補修完了後検査を受けること。 保証は請負者・施工者・メーカーの三者連名とし、保証期間は下記による。 ※外壁改修保証期間: ()年間	3. アルミニウム製建具 ・A種 S-4 A-3 W-4 70mm A-1 A-2 ・B種 S-5 A-4 W-5 100mm B-1 B-2 ・C種 S-6 A-4 W-5 100mm C-1 C-2 特記なき建具の種別は(・A種 ・B種 ・C種)とし、また表面処理は外部に面する建具はB-1種、屋内の建具はC-1種とする。※見込みは70mmとする。 アルミニウム材は、JIS H 4100及びJIS H 4000による。 シーリング材は、3章7節による。 製品の寸法許容差は、JIS A 4702(ドアセット)又は、JIS A 4706(サッシ)による。 水切り・せん板 取り付ける 図示による 建具は、落下防止処理を施す。	6 建 具 改 修 工 事	4. 編戸 防虫網 材質 ※合成樹脂製、縫径0.25mm以上、網目16~18メッシュ [5.2.3(e)] ・ガラス織維入り合成樹脂製、縫径()mm以上、網目()メッシュ ・ステンレス製、縫径()mm以上、網目()メッシュ 防鳥網 材質 ※ステンレス製、縫径1.50mm以上、ピッチ15mm 建具の性能及び構造は、特記なき限り[5.2.2(a)]による。 ・簡易気密型ドアセット(気密性 A-3 水密性 W-1) [5.3.2][表5.3.1] (耐風圧性 S-4 S-5 S-6) 遮音性、断熱性及び面内変形追随性の等級は図示による。 鋼板類は、JIS G 3302及びJIS G 3101による。 表面処理(溶融亜鉛メッキ)の付着量 Z12又はF12とする。 シーリング材は、3章7節による。 鋼板類の厚さは、[表5.3.2]による。 製品の寸法許容差は、JIS A 4702(ドアセット)又は、JIS A 4706(サッシ)による。 建具の性能及び構造は、特記なき限り[5.2.2(a)]による。 ・簡易気密型ドアセット(気密性 A-3) [5.4.2] 遮音性、断熱性及び面内変形追随性の等級は図示による。 鋼板類は、JIS G 3302及びJIS G 3313による。 表面処理(溶融亜鉛メッキ)の付着量 Z06, F06又はE24とする。 ビニル被覆鋼板は、[5.4.3(a)(2)]による。 召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ステンレス板 アルミニウム合金 鋼板類の厚さは、[表5.4.1]による。 製品の寸法許容差は、JIS A 4702(ドアセット)又は、JIS A 4706(サッシ)による。 建具の性能及び構造は、[5.3.2]による。 ・簡易気密型ドアセット(気密性 A-3 水密性 W-1) [5.5.2] (耐風圧性 S-4 S-5 S-6) 遮音性、断熱性及び面内変形追随性の等級は図示による。 ステンレス鋼板類は、JIS G 4305によるSUS304とする。 鋼板類の厚さは、[表5.5.1]による。 製品の寸法許容差は、JIS A 4702(ドアセット)又は、JIS A 4706(サッシ)による。 表面仕上げ HL仕上げ 曲げ加工 普通曲げ 角出し曲げ 既存マスターキーグループに組み込む 単独 [5.6.1~5.6.4][表5.6.1~表5.6.2] 新規マスターキー作成 グランドマスターキー作成	7 内 装 改 修 工 事	14. ガラスクリーニング 15. ポリカーボネイト樹脂板 16. 木製建具 ※内外共(内部から外部拭きする程度) 73.0 透明 乳半 (型版) 留め材は、全てシリコーン系シーリング材とする。 75.0 透明 乳半 () 留め材は、全てシリコーン系シーリング材とする。 建具材の含水率の種別 A種 ※B種 C種 (16.6.2)	① 他の部位との取合い等 壁改修に伴う改修範囲 ※壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲は壁厚程度とし、既存に準じた仕上げを行う。 ・図示による 天井内の壁の撤去に伴う当該壁の取合う改修 ※壁面より両側60mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示による 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 ※既存のまま 図示による	[6.1.3]
		1. 改修工法 ※かぶせ工法(別途交換サッシ仕様書による。) 撤去工法(・はつり工法 引抜き工法) 在来おさまり部分の処理 ・ブラインド 再使用する 新設する ・カーテンレール 再使用する 新設する ・カーテンボックス 再使用する 新設する 2. 防火戸 防火戸の指定及び構造等は、図示による。	10. 重量シャッター ・上部電動式(手動併用) 上部手動式 [5.9.1~5.9.5][表5.9.1~表5.9.4] 11. 軽量シャッター ・上部電動式(手動併用) 上部手動式 [5.10.1~5.10.5][表5.10.1~表5.10.2] 12. オーバーヘッドドア 開閉方式 バランス式 チェーン式 電動式 [5.11.1~5.11.5][表5.11.1, 表5.11.2] 収納形式 スタンダード形 ローヘッド形 ハイリフト形 バーチカル形 13. ガラス 種類、サイズ等は図示による。ガラス留材は、全てシリコーン系シーリング材とする。 外部に面する組み入り板ガラス等にはガラス用防護塗料または防錆テープを用いて防錆処置を行うこと。	17. 木下地等 木材の断面寸法 構造材 ひき立て寸法 構造仕上がり材 仕上がり寸法 作造材 仕上がり寸法 ・A種 ※B種 C種 見掛り表面仕上げ 木材の含水率 木材の品質 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による	[6.2.1]				
		② 既存床の撤去並びに下地補修 3. 床改修 既存床の撤去並びに下地補修 ・機械的除去工法 目荒工法 ※改修範囲は、図示による。 改修後の床の清掃 行う(・改修部分のみ ○改修により影響を及ぼした範囲 図示による) ・行わない	[6.3.1]						
		4. 既存壁の撤去並びに下地補修 5. 既存天井の撤去並びに下地補修 6. 天井改修 既存天井の撤去並びに下地補修 ・モルタル替え工法(モルタル塗り) 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による	[6.4.1] [6.4.2]						
		7. 木下地等 木材の断面寸法 構造材 ひき立て寸法 構造仕上がり材 仕上がり寸法 作造材 仕上がり寸法 ・A種 ※B種 C種 見掛け表面仕上げ 木材の含水率 木材の品質 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による 木材であることを証明すること。 木材製品の合法性、持続可能性の証明の要否については下表による。	[6.5.1]						
		8. 建具金物 性能の試験方法は、JIS A 1551による。 スライディングドア用開閉装置の性能値 [表5.7.1]による。 スイングドア用開閉装置の性能値 [表5.7.2]による。 センサの種類 [表5.7.3] [5.7.2]	木材の断面寸法 構造材 ひき立て寸法 構造仕上がり材 仕上がり寸法 作造材 仕上がり寸法 ・A種 ※B種 C種 見掛け表面仕上げ 木材の含水率 木材の品質 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による 木材であることを証明すること。 木材製品の合法性、持続可能性の証明の要否については下表による。	[6.5.2]					
		9. 自動ドア開閉装置 性能の試験方法は、JIS A 1551による。 スライディングドア用開閉装置の性能値 [表5.7.1]による。 スイングドア用開閉装置の性能値 [表5.7.2]による。 センサの種類 [表5.7.3] [5.7.3]	木材の断面寸法 構造材 ひき立て寸法 構造仕上がり材 仕上がり寸法 作造材 仕上がり寸法 ・A種 ※B種 C種 見掛け表面仕上げ 木材の含水率 木材の品質 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による 木材であることを証明すること。 木材製品の合法性、持続可能性の証明の要否については下表による。	[6.5.3]					
		10. 重量シャッター ・上部電動式(手動併用) 上部手動式 [5.9.1~5.9.5][表5.9.1~表5.9.4] 11. 軽量シャッター ・上部電動式(手動併用) 上部手動式 [5.10.1~5.10.5][表5.10.1~表5.10.2] 12. オーバーヘッドドア 開閉方式 バランス式 チェーン式 電動式 [5.11.1~5.11.5][表5.11.1, 表5.11.2] 収納形式 スタンダード形 ローヘッド形 ハイリフト形 バーチカル形 13. ガラス 種類、サイズ等は図示による。ガラス留材は、全てシリコーン系シーリング材とする。 外部に面する組み入り板ガラス等にはガラス用防護塗料または防錆テープを用いて防錆処置を行うこと。	木材の断面寸法 構造材 ひき立て寸法 構造仕上がり材 仕上がり寸法 作造材 仕上がり寸法 ・A種 ※B種 C種 見掛け表面仕上げ 木材の含水率 木材の品質 新規天井下地 木製天井下地 軽量鉄骨天井下地 新規天井仕上げ ○図示による 木材であることを証明すること。 木材製品の合法性、持続可能性の証明の要否については下表による。	[6.5.4]					
		14. 建造材・下地材 樹種 等級 施工場所 木材製品の合法性、持続可能性の証明 ・桧 無節 桧上小節 小節 ※必要 不要 ・杉 無節 桧上小節 小節 ※必要 不要 ・ 无節 桧上小節 小節 ※必要 不要 ・ 特等 ※1等 2等 ※必要 不要 ・ 特等 ※1等 2等 ※必要 不要	保存処理木材 K3以上の保存処理とする(適用箇所:) クレオソート油は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」適合したものとする。 作造材の品質の基準 ※A種 B種 代用樹種の禁止 名称()	[6.5.5]					

章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																									
7 内 装 改 修 工 事	<p>8. 集成材</p> <p>・構造用集成材は、「集成材の日本農林規格」の「構造用集成材の規格」による。 [6.5.2(b)]</p> <p>JAS材であることを証明する資料を提出すること。</p> <p>木材製品の合法性、持続可能性の証明書 ※必要 不要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>強度等級</th><th>材面の品質</th><th>接着性能</th><th>樹種名</th><th>寸法</th></tr> </thead> </table> <p>※特記がない場合は、材面の品質は2種とする。</p> <p>・造作用集成材は、「集成材の日本農林規格」の「造作用集成材の規格」による。</p> <p>JAS材であることを証明する資料を提出すること。</p> <p>木材製品の合法性、持続可能性の証明書 ※必要 不要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>樹種名</th><th>見付け材面の品質</th><th>寸法</th></tr> </thead> </table> <p>※特記がない場合は、見付け材面の品質は1等とする。</p> <p>・化粧ぱり造作用集成材は、「集成材の日本農林規格」の「化粧ぱり造作用集成材の規格」による。</p> <p>JAS材であることを証明する資料を提出すること。</p> <p>木材製品の合法性、持続可能性の証明書 ※必要 不要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>心材の樹種名</th><th>化粧薄板の樹種名及び厚さ</th><th>見付け材面の品質</th><th>寸法</th></tr> </thead> </table> <p>※特記がない場合は、見付け材面の品質は1等とし、心材は針葉樹の單一樹種とする。</p> <p>JAS材であることを証明する資料として下記書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAS認定証の写し ・JAS認定工場発行の出荷証明書。(JAS材であることを証明した物) <p><参考例></p> <table border="1"> <tr> <td>木材出荷証明書</td> <td>平成〇〇年△△月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>宛</td> <td>会社名 代表者名 住所 JAS認定番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記のとおりJAS規格品を出荷したことを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>樹種</td> <td>等級</td> <td>寸法</td> <td>員数</td> <td>体積</td> <td>出荷日</td> </tr> <tr> <td>原木</td> <td>杉</td> <td>1級</td> <td>○×△×</td> <td>□本</td> <td>▲m³</td> <td>〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>額縁</td> <td>米枋</td> <td>上小</td> <td>▲×●×</td> <td>□本</td> <td>□m³</td> <td>△月〇日</td> </tr> </table> <p>木材製品の合法性、持続可能性を証明する資料として下記書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法木材供給事業者認定を受けた認定証又は会員証等の写し。 ・合法木材認定事業者(会員)発行の出荷証明書。(合法木材であることを証明した物) ・納入業者までに複数の流通業者が間にいる場合は、認定事業者(会員)以降の流通ルートを明確にすること。 <p><参考例></p> <table border="1"> <tr> <td>合法性、持続可能性証明書兼出荷証明書</td> <td>平成〇〇年△△月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>宛(又は流通業者宛)</td> <td>会社名 代表者名 住所 認定(会員)番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下記製品は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>樹種</td> <td>等級</td> <td>寸法</td> <td>員数</td> <td>体積</td> <td>出荷日</td> </tr> <tr> <td>原木</td> <td>杉</td> <td>1級</td> <td>○×△×</td> <td>□本</td> <td>▲m³</td> <td>〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>額縁</td> <td>米枋</td> <td>上小</td> <td>▲×●×</td> <td>□本</td> <td>□m³</td> <td>△月〇日</td> </tr> </table> <p>※合法性、持続可能性の証明については、上記によらず「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(林野庁)」による証明方法でも可とする。</p>	名称	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法	名称	樹種名	見付け材面の品質	寸法	名称	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名及び厚さ	見付け材面の品質	寸法	木材出荷証明書	平成〇〇年△△月〇〇日	宛	会社名 代表者名 住所 JAS認定番号	下記のとおりJAS規格品を出荷したことを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細		品名	樹種	等級	寸法	員数	体積	出荷日	原木	杉	1級	○×△×	□本	▲m ³	〇月〇日	額縁	米枋	上小	▲×●×	□本	□m ³	△月〇日	合法性、持続可能性証明書兼出荷証明書	平成〇〇年△△月〇〇日	宛(又は流通業者宛)	会社名 代表者名 住所 認定(会員)番号	下記製品は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細		品名	樹種	等級	寸法	員数	体積	出荷日	原木	杉	1級	○×△×	□本	▲m ³	〇月〇日	額縁	米枋	上小	▲×●×	□本	□m ³	△月〇日	<p>9. 防腐、防蟻及び 防虫処理</p> <p>環境配慮した表面処理用防腐剤(日本木材保存協会で認定している薬剤等)を使用すること。[6.5.2(h)]</p> <p>※木材保存剤(防腐・防蟻処理)は、クロルビリホス等を含有しない非有機リン系とする。</p> <p>※処理の方法は工場における加圧とし、十分に乾燥を行う。ただし現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を2回塗布する。</p> <p>防腐処理 ※行う(範囲:)・行わない</p> <p>防虫処理 ※行う(範囲: ラワン材等 「製材の日本農林規格」による保存処理 K1)・行わない</p> <p>10. 軽量鉄骨壁下地</p> <p>スタッド、ランナーの種類 ・図示による</p> <p>[6.7.1]</p> <p>11. 軽量鉄骨天井下地 (照明器具用開口補強)</p> <p>野縁などの種類 屋内 ※19型 · 25型 屋外 · 19型 ※25型</p> <p>あと施工アンカーの引き抜き試験 · 行なう ※指示あるとき行なう</p> <p>※既存埋込みインサートの使用に際しては引抜き試験(400N)を行うこと。</p> <p>[6.6.4]</p> <p>12. ピニル床シート張り</p> <p>材種 種類 色柄 厚さ(mm) ピニル床シート · DC(抗菌仕様) · 無地 · マーブル · 2.0 · 2.8 · NC(ノンスリップ仕様) · 2.5</p> <p>工法 · 熱溶接</p> <p>※仕上げに際しワックス掛けをすること。</p> <p>(参考メーカー) 2.8m/m ロンシール工業(株) (株) 東リ (株) タジマ 又は同等品以上 ロンフォーム SFプロア ACプロア</p> <p>(参考メーカー) 2.5m/m ロンシール工業(株) (株) 東リ (株) タジマ 又は同等品以上 ロンマットME NS-1000 SRシート</p> <p>[6.8.1]</p> <p>13. ピニル床タイル張り</p> <p>材種 種類 厚さ(mm) ピニル床タイル · コンボジションピニル床タイル · 半硬質 · 軟質 · 2.0 · 2.5 · ホモジニアスピニル床タイル</p> <p>[6.8.1]</p> <p>14. ピニル幅木</p> <p>材種 ○軟質 · 硬質 厚さ(mm) ○2.0 · 1.5 高さ(mm) ○60 · 75 · 100</p> <p>[6.8.1]</p> <p>15. 合成樹脂塗床</p> <p>弹性ウレタン樹脂系塗床材 [6.10.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕上げの種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平滑仕上げ</td> <td>· 2.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防滑仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・つや消し仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エポキシ樹脂系塗床材 [6.10.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕上げの種類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・薄膜流し展べ仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・厚膜流し展べ仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・樹脂モルタル仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・防滑仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>16. 合板張り</p> <p>※図示による (JAS材であることを証明する資料を提出すること)</p> <p>木材製品の合法性、持続可能性の証明書 ※必要 不要</p> <p>17. フローリング張り</p> <p>フローリングは、「フローリングの日本農林規格」による。(JAS材であることを証明する資料を提出すること)</p> <p>木材製品の合法性、持続可能性の証明書 ※必要 不要</p> <p>・下表による · 図示による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>樹種</th> <th>寸法(mm)</th> <th>工法</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・単層</td> <td>・フローリングボード</td> <td>・なら 板厚 15 ・ぶな 板幅 75 板長さ 500 以上</td> <td>・釘止め工法 ・接着工法</td> <td>・水性 油性スティン ウレタン樹脂塗り</td> </tr> <tr> <td>・フローリングブロック</td> <td>・なら 厚さ 15 ・ぶな 大きさ 300×300</td> <td>・モルタル埋め込み工法 ・接着工法</td> <td>・油性スティン 着色の上 ワックス塗り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・複層</td> <td>・モザイクパーフィット</td> <td>・なら 厚さ 8 大きさ</td> <td>・接着工法</td> <td>・生地の上 ワックス塗り</td> </tr> <tr> <td>・複合1種フローリング</td> <td>・ぶな 厚さ 15</td> <td>・釘止め工法 ・接着工法</td> <td>・複合2種フローリング ・複合3種フローリング</td> </tr> <tr> <td>・複合2種フローリング</td> <td>・なら ・さくら ・かば 大きさ 1×6</td> <td>・接着剤・釘止め併用工法 (ステンレススクリュー釘)</td> <td>・塗装済品 ・図示による</td> </tr> </tbody> </table>	仕上げの種類	厚さ(mm)	備考	・平滑仕上げ	· 2.0		・防滑仕上げ			・つや消し仕上げ			仕上げの種類	厚さ(mm)	備考	・薄膜流し展べ仕上げ			・厚膜流し展べ仕上げ			・樹脂モルタル仕上げ			・防滑仕上げ			種別	樹種	寸法(mm)	工法	塗装	・単層	・フローリングボード	・なら 板厚 15 ・ぶな 板幅 75 板長さ 500 以上	・釘止め工法 ・接着工法	・水性 油性スティン ウレタン樹脂塗り	・フローリングブロック	・なら 厚さ 15 ・ぶな 大きさ 300×300	・モルタル埋め込み工法 ・接着工法	・油性スティン 着色の上 ワックス塗り	・複層	・モザイクパーフィット	・なら 厚さ 8 大きさ	・接着工法	・生地の上 ワックス塗り	・複合1種フローリング	・ぶな 厚さ 15	・釘止め工法 ・接着工法	・複合2種フローリング ・複合3種フローリング	・複合2種フローリング	・なら ・さくら ・かば 大きさ 1×6	・接着剤・釘止め併用工法 (ステンレススクリュー釘)	・塗装済品 ・図示による	<p>18. 叠敷き</p> <p>種別 · A種 · B種 · C種 · D種 表替え D種の場合、疊床種別 · KT-I · KT-II · KT-III · KT-K · KT-N 防虫処理 · する · しない</p> <p>[6.12.1]</p> <p>19. カーペット敷き</p> <p>種類 種別 敷込み 織り方 パイルの形状 帯電性 · 織じゅうたん · A種 · B種 · C種 · グリッパー工法 · 行ない ※3.0 kV以下</p> <p>[6.9.1]</p> <p>種類 敷込み パイルの形状 パイル長 帯電性 · タフテッド · 全面接着工法 · 行ない ※3.0 kV以下 カーペット · グリッパー工法</p> <p>[6.9.1]</p> <p>種類 種別 敷込み パイルの形状 寸法 帯電性 · タイルカーペット · 1種 · 全面接着工法 · ループ · 行ない ※0.5 kV以下 (参考メーカー) ロンシール工業(株) (株) 東リ (株) タジマ 又は同等品以上 LL-20SS GA-100SA 行ない10A</p> <p>[6.9.1]</p> <p>種類 厚さ ラバー有無 帯電性 · ニードルパンチカーペット · 有 · 無 · 行ない ※3.0 kV以下 下敷き材 ※JIS L 3204の第2種2号 厚さ8mm</p> <p>(20) 石膏ボード、その他 ボード張り</p> <p>材種 種類 厚さ 規格</p> <p>· 石膏ボード (GB-R) · 9.5 (準不燃) · 12.5 (準不燃) · 12.5 (不燃) · 15.0 (不燃)</p> <p>JIS A 6901</p> <p>○化粧石膏ボード (GB-D) ○ 9.5 (不燃) 普通 · 木目模様 ○ 9.5 (準不燃)</p> <p>JIS A 6901</p> <p>待殊</p> <p>· 硬質石膏ボード (GB-R-H) ○カバースペーカード (A'ベント) · 15</p> <p>JIS A 6901</p> <p>· ロックウール 内部用 · フラット 化粧吸音板 (DR) · 施天用 · 立体模様 · けい酸カルシウム板 (O.8FK) · 12 · 15 · 19</p> <p>JIS A 6301</p> <p>· 化粧けい酸カルシウム板 · 木セメント板 · 木片セメント板</p> <p>JIS A 5430</p> <p>JIS A 5404</p> <p>JIS A 5404</p> <p>総目處理工法 · 行なう · 行わない</p> <p>[6.13.1]</p> <p>(21) 壁紙張り</p> <p>施工場所 品質 防火性能の級別 規格</p> <p>事務室全面壁 ピニルクロス ○1級 · 2級 JIS A 6921</p> <p>[6.14.1]</p> <p>床の目地 · 設ける (工法 · [6.15.6 (b) (3)] による · 図示による)</p> <p>[6.15.1]</p> <p>22. モルタル塗り</p> <p>23. タイル張り</p> <p>タイルの種類 · 下表による · 図示による</p> <p>施工部位 形状寸法(mm) 水率の区分 うわ葉 役物 色 備考</p> <p>施工部材 I類 II類 III類 無ゆう施ゆうありなし標準注文</p> <p>階段段差 150×60</p> <p>I類は旧規格の磁器質、II類はせっつき質、III類は陶器質にほぼ該当する。 (参考メーカー) INAX 新階段段差 又は同等品以上</p> <p>内壁タイル張り工法 · 横み上げ張り · 接着剤張り</p> <p>伸縮目地等 外壁及び床面 ※図示による 屋内壁面 ※図示による 施工後の確認及び試験 浮きの確認 ※全面打診による確認を行う 接着力の試験 ※接着力試験機による接着力試験を行う · 行わない</p> <p>[6.16.5(c)]</p> <p>[6.16.1]</p>
名称	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種名	寸法																																																																																																																									
名称	樹種名	見付け材面の品質	寸法																																																																																																																											
名称	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名及び厚さ	見付け材面の品質	寸法																																																																																																																										
木材出荷証明書	平成〇〇年△△月〇〇日																																																																																																																													
宛	会社名 代表者名 住所 JAS認定番号																																																																																																																													
下記のとおりJAS規格品を出荷したことを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細																																																																																																																														
品名	樹種	等級	寸法	員数	体積	出荷日																																																																																																																								
原木	杉	1級	○×△×	□本	▲m ³	〇月〇日																																																																																																																								
額縁	米枋	上小	▲×●×	□本	□m ³	△月〇日																																																																																																																								
合法性、持続可能性証明書兼出荷証明書	平成〇〇年△△月〇〇日																																																																																																																													
宛(又は流通業者宛)	会社名 代表者名 住所 認定(会員)番号																																																																																																																													
下記製品は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。 工事名:〇〇〇〇工事 工事場所:△△ 施工業者:株式会社□□ 明細																																																																																																																														
品名	樹種	等級	寸法	員数	体積	出荷日																																																																																																																								
原木	杉	1級	○×△×	□本	▲m ³	〇月〇日																																																																																																																								
額縁	米枋	上小	▲×●×	□本	□m ³	△月〇日																																																																																																																								
仕上げの種類	厚さ(mm)	備考																																																																																																																												
・平滑仕上げ	· 2.0																																																																																																																													
・防滑仕上げ																																																																																																																														
・つや消し仕上げ																																																																																																																														
仕上げの種類	厚さ(mm)	備考																																																																																																																												
・薄膜流し展べ仕上げ																																																																																																																														
・厚膜流し展べ仕上げ																																																																																																																														
・樹脂モルタル仕上げ																																																																																																																														
・防滑仕上げ																																																																																																																														
種別	樹種	寸法(mm)	工法	塗装																																																																																																																										
・単層	・フローリングボード	・なら 板厚 15 ・ぶな 板幅 75 板長さ 500 以上	・釘止め工法 ・接着工法	・水性 油性スティン ウレタン樹脂塗り																																																																																																																										
	・フローリングブロック	・なら 厚さ 15 ・ぶな 大きさ 300×300	・モルタル埋め込み工法 ・接着工法	・油性スティン 着色の上 ワックス塗り																																																																																																																										
・複層	・モザイクパーフィット	・なら 厚さ 8 大きさ	・接着工法	・生地の上 ワックス塗り																																																																																																																										
	・複合1種フローリング	・ぶな 厚さ 15	・釘止め工法 ・接着工法	・複合2種フローリング ・複合3種フローリング																																																																																																																										
	・複合2種フローリング	・なら ・さくら ・かば 大きさ 1×6	・接着剤・釘止め併用工法 (ステンレススクリュー釘)	・塗装済品 ・図示による																																																																																																																										

(標示板の設置)

◎ (標示板の設置)

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：屋根外壁等工事をしています

工事種別：屋根外壁等工事

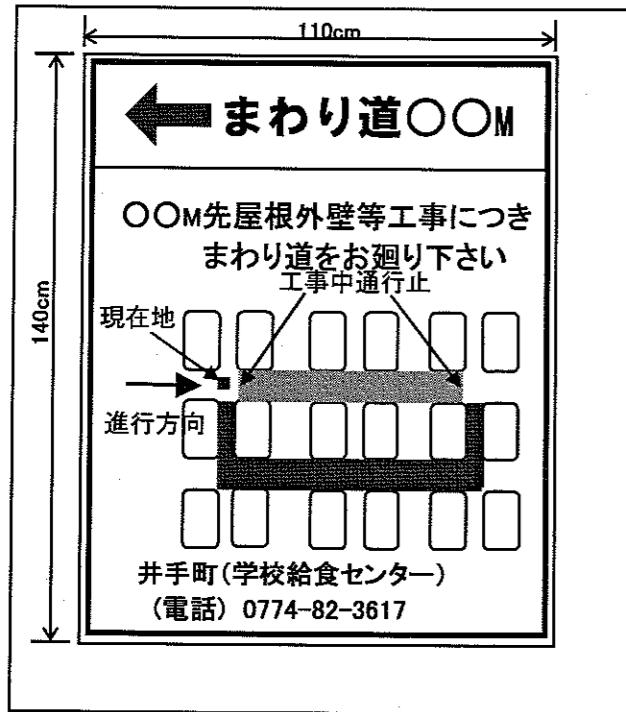
(標示板の記載例)

[工事標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none">工事区間の起終点に設置する。車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none">「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「屋根外壁等工事」等の工事種別は、青地に白抜文字とする。「屋根外壁等工事をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。その他の文字及び線は、白地に黒色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

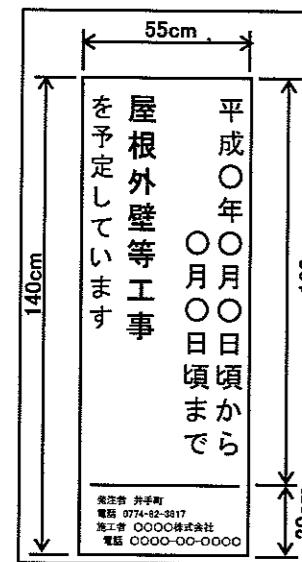
[迂回路標示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）に設置するものとする。 ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩 等	<ul style="list-style-type: none"> 矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

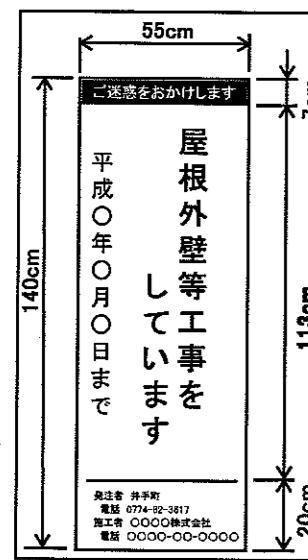
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「屋根外壁等工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「屋根外壁等工事をします」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※◎は必須項目であることを示す。